

宮崎県経営者協会 代表者 殿

拝 啓

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

厚生労働行政の運営につきましては、平素から格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省では、応募者の基本的人権を尊重し、広く応募者に門戸を開くとともに、適性・能力に基づく採用選考を行う公正な採用選考システムの確立が図られるよう啓発を行っています。

現在、政府においては、ニッポン一億総活躍プランを取りまとめ、「あらゆる場で、誰もが活躍できる、いわば全員参加型の社会」の実現に向けて取り組んでいますが、その前提には、国民一人一人の人権が尊重され職業選択の自由が保障されることにより、各自の能力を活かすことのできる職業に就けること、即ち就職の機会均等の確保が不可欠です。

人権を取り巻く状況を見ますと、近年の情報化の進展に伴いインターネット上に様々な差別的な書き込みが行われるなどの変化が生じています。こうした状況を踏まえ、昨年の第192回臨時国会において、「部落差別の解消の推進に関する法律」（平成28年法律第109号）が成立し、国は、部落差別を解消するため、必要な教育・啓発を行うこととされました。

公正な採用選考システムの確立に向けては、従前より、職務に対する本人の適性・能力のみを基準とする採用選考を実施し、本人に責任のない事項などを把握しないよう、企業に対する啓発・指導に取り組んでいますが、その一方、面接等で「本籍・出生地」や「家族」に関する話を聞かれるなど、就職差別につながるおそれのある不適切な事象も依然として発生している現状にあります。

こうした最近の動きも踏まえ、厚生労働省では、就職の機会均等が確保されるよう一層の啓発・指導に取り組んでまいります。

貴団体におかれましては、これら取組の趣旨を十分ご理解の上、貴団体傘下各企業において公正な採用選考が実施されますよう、またそのために企業内で大きな役割を担う公正採用選考人権啓発推進員の適切な配置、ハローワークの研修会への積極的な参加等により企業における就職の機会均等の取組が一層推進されますよう、格段の御配慮を賜りますことをお願い申し上げます。

末筆ながら、貴団体及び傘下各企業の益々の御発展をお祈り申し上げます。

敬 具

平成29年2月24日

宮崎労働局長  
元木賀子

